

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる三重県への来県延期協力金
(屋外体験施設) 支給要綱

令和2年5月15日 農林水第04-7号

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、第3条に掲げる支給対象者に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる三重県への来県延期協力金(屋外体験施設)(以下「協力金」という。)を支給することについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「協力事業者」とは、遊漁船業(遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号)第3条の規定に基づく登録を受けている者による遊漁船業をいう。)、釣り堀、浜洲休憩所、ダイビング、山小屋、キャンプ場、ゴルフ場、民泊(住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の規定による届出を行っている者による住宅宿泊事業に限る。)を営む事業者、及び自然体験を目的とした観光客を受け入れている事業者であって、当該事業において提供する体験、宿泊(以下「体験等」という。)に係る予約の延期等を行うことにより、県境を越える人の移動を抑制し、県の新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための対策に協力した事業者をいう。
- (2) 「予約の延期等」とは、協力事業者が、体験等に係る予約(令和2年4月20日から同年5月31日までの体験等に係るものに限る。)をしている者に対して予約の時期を将来に延期することを依頼するなどの調整を行い、当該予約を延期し、若しくは取り消し、又は施設の営業の休止により予約者を受け入れないことをいう。

(支給対象者)

第3条 協力金の支給対象者は、前条第1号に定める協力事業者であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 対象となる施設・事業所が県内にあること。
- (2) 令和2年4月20日以前に開業しており、営業の実態があること。
- (3) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等がいずれにも該当しないこと。
 - イ 三重県暴力団排除条例(平成22年三重県条例第48号)(以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団
 - ロ 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
 - ハ 暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等
- (4) 前号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等が経営に事実上参画していないこと。

（協力金の支給額）

第4条 協力金の支給額は、協力事業者が行った予約の延期等により縮減した体験等の予約の件数に6千円を乗じた金額と施設の営業を休止した日数（令和2年4月20日から同年5月31日までの間に係るものに限る。）に6千円を乗じた金額を加えた金額（1事業者当たり12万円を上限とする。）とし、予算の範囲内において支給する。ただし、同日での縮減した体験等の予約と施設の営業休止は重複して計上できないものとする。

（協力金の支給申請）

第5条 協力事業者は、協力金の支給を受けようとするときは、協力金支給申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）、支払金口座振替依頼書（第2号様式）及び各様式で定める添付書類を令和2年6月30日（当日消印有効）までに知事に提出しなければならない。

2 県が別に支給する三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金あるいは新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる宿泊予約延期協力金との重複受領は認めないこととする。

（協力金の支給）

第6条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査のうえ、協力金を支給すべきものと認めるときは、協力金を支給するものとし、支給のお知らせ（第3号様式）を送付するものとする。

2 知事は、前項の場合において必要があるときは、協力金の支給申請に係る事項につき、補正を加えて協力金の支給をすることができる。

3 知事は、第1項の規定による支給に際して、必要な条件を付すことができる。

4 知事は、申請書の審査等により協力金の支給について疑義等が生じた場合、指摘事項を協力事業者に通知し、補正を求めることができる。

5 知事は、第1項の規定による協力金を支給すべきと認めるときは、速やかに当該支給申請に係る協力事業者の事業所名（法人名、屋号、営業所名または個人名）及び遊漁船業登録番号（遊漁船業者に対して協力金を支給する場合に限る。）を市町別に公表するものとする。

6 知事は、申請内容が支給の要件に該当しない場合は、理由を付したお知らせ（第4号様式）を送付するものとする。

（状況の報告等）

第7条 協力事業者は、予約の延期等を行ったことを証する書類を5年間保存しなければならない。知事からの求めがあったときは、当該書類を閲覧させ、又はその写しを提出しなければならない。

2 協力事業者は、予約の延期等の状況やその他協力金の支給に係る事項について、知事からの求めがあったときは、当該事項について報告しなければならない。

（支給の取消し及び協力金の返還命令）

第8条 知事は、次の各号に掲げる場合には、第6条第1項の規定による協力金の支給の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

（1） 協力事業者が、第6条第3項に基づく知事の付した条件に違反した場合

(2) 協力事業者が、虚偽の申請その他不適正な行為を行った場合

2 知事は、前項の規定による支給の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する協力金が支給されているときは、期限を付して当該協力金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年5月15日から施行する。